

一般社団法人 埼玉県作業療法士会 研修会等参加費に関する規程

(目的)

第1条 当法人主催の研修会等参加費について定めるものである。

(参加者区分)

第2条 参加者区分については、以下の通りとする。

会員：当法人会員であるもの

非会員：以下の場合において当法人会員でない者

(1)埼玉県内施設に常勤勤務する作業療法士

(2)常勤勤務先がなく、埼玉県内施設を主の非常勤勤務先とする作業療法士

(3)常勤勤務先がなく、埼玉県内に在住する作業療法士

他士会員：当法人以外の都道府県作業療法士会会員

準会員：公益社団法人埼玉県理学療法士会会員、一般社団法人埼玉県言語聴覚士会会員

関連職種：作業療法士以外の医療従事者、福祉・教育・保育等従事者、省庁・自治体職員
など

その他：学生、当事者、一般市民など

(算出方法)

第3条 研修会等参加費の算出方法を以下の通りとする。

会員：90分あたり1,000円として参加費を算出する。1,000円未満の端数が出た場合は、四捨五入して千円単位とする。

非会員：会員参加費が5,000円未満の場合は、会員参加費の2倍とする。

会員参加費が5,000円以上の場合は、会員参加費の1.5倍とする。

他士会員：会員と同等にする場合は、理事会で決議する。その他は非会員と同等とする。

準会員：会員と同等にする場合は、理事会で決議する。その他は非会員と同等とする。

関連職種：会員と同等にする場合は、理事会で決議する。その他は非会員と同等とする。

その他：原則、無料とする。

(運用)

第4条 第3条の運用にあたっては、下記の通りとする。

特段の事由により、第3条以外の参加費とする場合は、理事会の決議により決定する。

会員の参加費を無料とした場合も、非会員は会員が有料であった場合の金額を基準として算出する。

(その他)

第5条 日本作業療法士協会および関係省庁の管轄する研修会等の場合は、当該団体の指導内容に基づき理事会で決定する。

(規程の変更)

第6条 この内規の改正は、理事会の決議により行われる。

附則

この規程は、2022年10月13日から施行する。